

第 60 回 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会  
議 事 録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 23 年 11 月 28 日 (月) 10 : 30 ~ 12 : 30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館共用第 108 会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	東北大学大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学大学院教授
同	木村 光江	首都大学東京教授
同	種部 恭子	女性クリニックWe 富山院長
同	根本 崇	野田市市長
同	林 陽子	弁護士
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	番 敦子	弁護士
同	平川 和子	東京フェミニストセラピセンター所長

(議事次第)

- 1 開会
- 2 専門調査会委員等からのヒアリング及び意見交換
  - (1) 大藪順子氏「被害者心理を土台とした各機関の支援体制 一性暴力被害当事者からの報告」
  - (2) 番敦子委員「性犯罪被害者のプライバシーと刑事司法上の問題点」
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 「性犯罪被害者のプライバシーと刑事司法上の問題点」(弁護士 番 敦子 委員)
- 2 第 59 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」議事録

(議事録)

- 辻村会長 ただいまから「第 60 回女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。  
本日は、有識者の方及び専門調査会の委員の 1 名の方から、それぞれ取組みと課題について御説明いただき、意見交換を行いたいと思っております。
- お手元に議事次第がございますけれども、まず最初に「被害者心理を土台とした各機関の支援体制一性暴力被害当事者からの報告」ということで、フォトジャーナリストの大藪順子さんからお願いいたします。時間の関係上、約 40 分で簡単に御説明くださいますようお願い申し上げます。
- それでは、よろしくお願ひいたします。
- 大藪氏 皆さん、おはようございます。今日は、特別にこの席を用意していただいて本当に感謝しております。

私は、2006 年から日本に帰ってきて、性暴力の被害者という立場からお話をさせていただいてきました。その中で、日本でグラスルーツで頑張っておられる方々、支援者の方々とお会いすることによって、私もすごくたくさんの方のことを学ばせていただきました。5 年経った今、ちょっと勢いがついてきたなという感じはしております。グラスルーツでされている方々の働きというのが、少しずつ実を結んでいるということを感じておりますけれども、まだまだの状態であると思います。

私はアメリカに住んでいますので、どうしてもアメリカと比べてしまうわけですが、アメリカも 10 年、15 年前は、どちらかというと加害者を中心にした犯罪対応だったと思います。それが、2000 年を過ぎてから随分と被害者に焦点を当てた支援が始まっております。それによって、いろいろな法的な改正があったり、または被害者の心情をもっと研究して、どのようなニーズがあるのかということから見えてきた支援のあり方という形に、視点が少し変わってきているような気がします。

また、私は全米性暴力調査センターというところで役員をしておりますけれども、そこが毎年、全米の支援員、警察、弁護士、医療関係者、そういう被害者支援に関係する方々を一堂に集めてコンファレンスを行います。そこで勉強会をし、ネットワークをつないでいくという取り組みをアメリカではしています。その中で、私、そういうコンファレンスに行くたびに感じることは、被害者が被害後の人生をもっと生きやすく、生活しやすくするためには、どのような支援が必要かということに焦点が当たっているなということです。

被害者の生きやすさ。被害者が、自分は被害に遭ったけれども、私は私として幸せをつかむのだ、私は私として人として堂々と生きていく。それができやすい社会を築くためには、どのような体制づくりが必要で、どのような支援が必要なのかということに焦点が当たっていると思います。被害者が生きやすい社会を目指したとき、加害者にきちんと責任を問うことがまず 1 つあると思います。それをこれからきちんとしていかなければいけない。

アメリカでは、親告罪というものはないです。ですから、性暴力に遭ったと届けが警察に出たときに、犯人捜しがそこから始まり、そこからちゃんと罪が問われるチャンスがどの被害者にもあるわけです。被害者が申し出なくても、それはそっちがやってくれるわけです。それをきちんと犯罪と認めてくれている。どんな暴力であっても、被害者の選択で起こる暴力ではないということ。加害者が選択をして、初めてそこで暴力が起こるという理解が、ここ 10 年、15 年の間ですけれども、アメリカで随分浸透してきたなと思います。

私は自分の体験を踏まえて、アメリカ、カナダ、日本で被害を受けたほかの方々と会う機会を与えられて、その方々の写真を撮らせていただきました。その展示会などをしながら、性暴力の被害者はこういうイメージというのが社会的にあると思うのですが、実は本当に普通の人たちだよと訴えることによって、性暴力というのはもっと身近にあるもので、それがどれだけその人の人生を狂わせ、どれだけその人に痛手を与えて、その後の生活にどれだけ大きな影響を与えるのかという社会影響について訴える活動をしてきました。そのことについて、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

私の話は、1999 年 8 月 9 日に始まりました。私はその日、仕事で忙しくて、ゴルフの取材などをしていましたので、非常に疲れて、夜早く、床についたのです。安全だと思っていた、自分がかぎをかけて寝ていたのですが、気が付いて夜中に目が覚めたら、私のベッドの横にある戸のところに人影があったのです。私は、夢を見ているのか、実際にだれかが本当にそこにいるのか、ベッドの上に座って考えていたのをすごく鮮明に覚えています。

それから、その人影がどんどん近付いてきて、勿論、私は飛び起きて逃げるわけですが、犯人の方が強くて大きくて、私はそこで捕まってしまうわけです。捕まった瞬間、私は一生懸命助けてと叫んでいたつもりだったのです。でも、気が付いたら何の声も出てこなかったのです。恐怖で体ががんじ絡めにされる、自由を失ってしまう。自分の頭の中では、逃げなあかんとか、声を挙げないかんとかわかっているのですが、できなくなってしまう、思いどおりに動けなくなってしまうのです。

初めて死というものを、私はそこで感じました。そこで私は、一つを選択をしました。私はここで死んで

はいけない。そのためには、私はこの男に従おうと思ったのです。それも自己防衛の一つだと、この間、心理学者の方に言われたときに、すごくほっとしました。そこで立ち向かっていって抵抗しようとして、でも結局、自分がそこで殺されてしまっただけはいけないと思ったのです。私は、この夜をどう生き延びればいいのかと考えたときに、何が起こるのかというのは私の頭にはっきりあったのですけれども、ここでこの男に従おうと思ったのです。この夜を生き延びなければいけないと。

ですから、その後いろいろなサバイバーの被害者の方々と私は出会う中で多くの人たちが、どうして逃げなかったの、どうして助けを求めなかったのと言われたと聞いてきました。被害者の心情として、そんな状況ではないのです。本当に恐怖に陥ったとき、何もできなくなってしまうというのが人間の本当の姿だと、私は自分の体験で思いました。

実際、私の身の上に性犯罪、レイプという被害が起こる前は、私自身がすごくいろいろな偏見を持っていたのです。皆さんもお聞きになっていると思いますが、レイプというのは、こういう場所で、こういう人たちに起こるのだという強姦神話を私も持っていましたし、自分は性暴力とは全く関係ない人間だと思っていたのです。誰かに襲われたら、私は闘ってやるくらいの勢いで思っていましたから、なんて無知だったのだろうと、そのときに本当に思いました。

実際、レイプという被害に遭って、私は本当に殺されるのではないかという恐怖を体験しながらも、後々、あの日私はもうちょっと何かできたのではないだろうかと自分で責めるところが被害者としてあるのです。後に話をしますけれども、そのときに支援者が救急病院に来て下さって、彼女が席に座ったと同時に私に言ってくださったことは、今夜起こったことはあなたのせいじゃないのよという言葉でした。

救急病院に行くまでの話をちょっとしたいのですけれども、私が強姦という被害に遭って、犯人がふと立ち上がって、彼がこじあけて入ってきた裏の戸がぱたんと閉まる音がしたのです。アメリカは銃社会ですから、また帰ってきて、私は撃たれて殺されるのではないかという恐怖もありました。ですから、この瞬間、私は逃げるしかないと思ったのです。私は、そのときはTシャツ1枚だけで、そのほか何も着ていなかったのですけれども、なりふり構わず、正面玄関から出ていって、下に住んでいる、顔見知りだったおじさんの戸をばんばんたたいて助けを求めました。

おじさんは、もちろん眠そうにちょっと怒った顔をして出てくるわけです。でも、私の姿を一目見て、すぐ警察に電話してくれたのです。ものの10分もたたないうちに警察官が2人、駆けつけてくれました。夜中でしたし、すごく大きなサイレンはなかったのですけれども、外に警察の車があるなというのが町中にわかるぐらいの明るさで来たわけです。

そこで、1人の警察官が一生懸命話をしようとしてくれて、私はパニック状態で何を言ってもいいかわからない状態です。もう一人の警察官が私の2階にあった部屋に上がって行って降りてきて、自分の相棒の方に裏ドアが壊されている形跡があるという報告をしたのです。それで、警察官2人が急いで着替えを持って、救急病院に行こうと言ってくれました。勿論、警察を待っている間に、私を助けてくれた、警察に電話してくれたおじさんが私のアパートに上がって行ってGパンをとってきてくれたので、そのときにはちゃんと服は着ていましたが、警察に着替えを用意するよう指示を受けて、救急病院に連れていかれました。

正直、私は何で救急病院に行くのだろうと思ったのです。私は不幸中の幸いで、殴る、ける、切られるという外傷がなかったのです。ですから、何で救急病院に行くのだろうと私は不思議に思いました。でも、そこで待っていたことは、レイプ検査という被害者の体内から加害者のDNAなどの証拠をとるという作業だったのです。アメリカの救急病院には、レイプキットと呼ばれる、これくらいの箱に証拠を採取するための綿棒や封筒が必ず入っているものがあります。

当時はなのか、それともたまたまその夜にいた看護師さんがその使い方をわかっていなかったのかわかりませんが、私が受けたレイプ検査というのは非常に屈辱的な、言ってみれば、私の感情とは全く別のところで行われた感じがしました。というのも、私に何をしますよということを全く教えられない前に、それがスタートしたのです。私からしたら、全く知らない赤の他人に、一番自分のプライベートな場所を2回

もその晩、触られるわけですから、それほど屈辱的なことはないわけです。私の許可なしにそれが行われるわけです。

でも、最近のレイプ検査というのは、この間視察に行ったときに見たのですが、例えばここをなめられたという証言があったら、ここに綿棒を当てますよ、いいですかということの一つひとつ被害者に聞いて、被害者のいいですよという許可が出ないと、それをしないことになっているのです。すごくいいなと思いました。やはり被害者が自分の体を無理やり奪われてしまうという経験をした後ですから、自分がすごく無力に感じるというのは当然だと思うのです。

そういうときに、あなたの意思を表示してくれという、その態度はすごく大切なのではないかと思います。あなたに決める権利があるのよということ、被害者にそういうプロセスの中で少しずつだけでも、教えていく。自分のコントロールというものをその人に戻していく作業です。それはすごく大切だわと思いました。

でも、私が99年に受けたそれは、全くそうではなかったわけです。その検査を泣きながら耐えて終わった後は、救急病院に連れていかれたときに着ていた服も、証拠としてとられますから、自分の家から持っていた自分の着替えを身に付けて、ちょっと待っていてくださいと言われました。待っていますと、今度は刑事さんが入ってこられました。

その刑事さんが1人、支援員の方を同行して来られたのです。夜の2時か3時かわからない、そんな時間でしたけれども、全く知らない人のために夜中駆け付けてくれる人がいるというのがすごいなと思いました。私はパニック状態ですから、その人に感謝とか、そこまで気持ちは行かないのですけれども、こんな人がいるのだと、すごく感心したのを覚えています。

その方が席に着くなり私に言ってくれたことが、今夜起こったことはあなたのせいではないのよということだったのです。正直、それを言われたときに私がどう思ったかということ、ちょっと逆切れしたのです。当然だ。私は自分の家でかぎをかけた、安全だと思っていた家で寝ていただけなのだ。そこにだれかがこじ開けて入ってきて、私を襲ったので、私が悪いわけがないと思うわけです。

でも、先ほども言いましたように、あの男に従おうという選択が本当に正しかったのか。また、もう一つ頑丈なかぎを付けていたら、私はあの被害に遭わなかったのではないか。どうしてあの夜、私は友達の家泊まりに行っていなかったのだろうか。何か自分にどこかで非があったのではないかということを考えているのです。ですから、私はその支援員の彼女に付いて、その後3か月、カウンセリングを受けましたけれども、その中で何回も彼女が繰り返して、あなたに起こったことはあなたのせいではなかったのだからということを知られたのです。

頭でわかっているけど心がついていかない部分が大きくて、自分が悪くないということを本当に理解するまでは時間がかかりました。刑事さんが支援員を連れてくるという形で、私は支援員の方とつながっていただきました。その晩、私は自宅で襲われましたので、支援員の方は、行き場がなければシェルターと一緒にいきますよと言ってくれました。

けれども、私は警察の方にすでに親友に連絡をとっていただいていたので、シェルターではなく友達の家その後避難しましたが、性暴力の被害者も短期間ですけれども、シェルターに入れるという場所が確保されているということです。私は行く必要がなかったのですけれども、そういうところがあるということはすごくいいことだなと思います。

また、被害者にとって、それまで一生懸命築き上げてきた自分というものが、その1つの暴力によって何もかも破壊されてしまう性暴力に遭ったときに、それを支援してくれる人、そこに駆け付けてくれる人がいると、どれだけ心強いかと思うのです。性暴力の形というのはいろいろあります。私のように全く知らない人に襲われる被害者というのは、実はパーセンテージとしてはすごく小さい数です。アメリカでは、85%以上の被害者は顔見知りの人から暴力を受けているという統計が出ているくらいですから、ほとんどが顔見知りからの犯行です。

ですから、家庭の中で起こったり、またはちょっと付き合った、ちょっと飲みに行ったり、ちょっと出歩いた人から無理やり襲われたときに、その被害者が警察に届けられない、届けにくいという状況がどうしてもあるわけです。言ったとしても、あなたは21歳以下なのに何で飲んでいたのかなど全く違う話に持っていかれて、本当に起こったことが隠されてしまう、本当に起こったことにちゃんと目を向けてくれないという警察が、アメリカにも勿論います。

そういう対応を二次被害と言いますが、そういう二次被害をなくするという形で、毎年、必ず研修を受けてもらうことを義務付けよう。または、コンファレンスに代表の人を寄越してもらって、そこでちゃんと勉強してもらおうという運動をアメリカではしています。性犯罪、暴力の予防対策は非常に大切ですが、実際にその暴力が予防できなくても二次被害は防止できるだろう。それを徹底しようではないかという動きが、今、アメリカではあります。

それを徹底して、被害者がまた自分らしく自立して自活できる。それがしやすくなる社会体制というものをつくっていいのではないかと支援のフォーカスが変わってきているような気がします。

被害後1年半ぐらいのつ状態でした。私はその町を逃げるようにして、州を超えて引越してからは、レイプというのは私の過去であって、もう大丈夫と思ったのですけれども、人の心というのはコンピュータみたいにリセットしたり、スイッチを入れるだけで切り替わるものではありませんので、私は自分がうつ状態になっているということも知らなかったの、自分にヘルプが必要だということも知らなかったわけです。

ですから、私は1人でもんもんとした生活を送っていたのです。そういう中で、いろいろな方と取材を通して出会い、いろいろな助言をいただき、また1人で立ち上がる、歩んでいくということが可能になったのです。ですから、私の1年半といううつ状態というのは、正直すごく早い短いです。立ち直りが早いと、よく言われます。

私が出会ってきた被害者の人たちは、30年も40年も苦しんでいる人たちが多くいました。また、子どものときに被害を受けた人たちは、大人になって摂食障害を抱えたり、また子どもが生まれることによって、自分の過去、忘れていたことをいきなり思い出して、そこから大変な歩み始める人たちもたくさんいらっしゃいます。

ですから、大藪さんはすごく立ち直りが早かったですねとよく言われるのですけれども、私は、まず最初にあなたのせいではなかったのよという言葉をしているからなのかなとか思うことがよくあるのです。直後にそれを言われる人、そういう言葉を聞いている人と聞いていない人とは、随分違うのかなとすごく感じます。あなたのせいではないのよなどと言わないでと言う被害者も、勿論います。私みたいに言われたら逆切れする人だっています。でも、それは当然なのだとこのことを言う側も知っておくだけでも随分違うのかなと思います。

その言葉を聞いて、ああ、そうなのだと思うまでに時間はかかりますけれども、それを聞いているのと聞いていないのとでは、10年たった今、振り返ると随分違うなと思います。それが、特に警察の方とか弁護士の方々、被害者が一番最初に会う人たちからそういう言葉を聞いたら、被害者の力にすぐなるのではないかなと思います。その言葉というのは、投げ掛けたところで、どのようにその人が受けとめるかは勿論わかりません。けれども、その言葉はその人の心に種となって落ちると私は信じています。

その種がいつ芽を出して花を咲かすかなんて、だれにもわからないし、知る必要はないのですけれども、その種が落ちているのか、落ちていないのかで、その後の人生は随分違ってくるのかなと、私はいろいろなサバイバーに出会って思いました。サバイバーの中でも、本当にいろいろな方がいらっしゃいますし、性暴力と一言で言っても、いろいろな形の暴力があります。

日本では、まだまだそこが理解されていないのかなと思います。講演会などをすると、痴漢も性暴力なのですかという質問がでます。当然そうですね。日本は、世界から見ると、外から見ると、何てすばらしい。街は散らかっていないし、テクノロジー的にもすごい国と見られていると同時に、日本は非常にアダルト大国なわけです。たくさんアダルトビデオが、しかもすごく非道なものが世の中に出回っている、世界に出

回っています。

そういった意味でも、日本は実を言うとすごく有名です。たまにアメリカに住んでいて、日本人であることが恥ずかしいなともあります。その規制がすごく必要だなとは感じています。それはだれを守るために必要なのかというと、子どもたちを守るために私は必要だと思います。

例えば、私がこの間行ったコンファレンスがボルチモアでありましたけれども、そのときにキーノートスピーカーという一番代表的なスピーカーの方が話の中で、日本のゲーム会社が数年前に出したレイプレイという名前の強姦をゲームにしたものの話が出ました。そんなゲームがアマゾンかどこかで売り出していたのですね。それが世界的に、アメリカとかヨーロッパとか、いろいろな女性団体から批判を受けて販売中止にしましたけれども、YouTube とかアンダーグラウンドで、まだまだ見られ続けているわけです。そういうことが出てきます。

こういうことをどうして日本は規制しないのかと、日本人の私に聞くわけです。そうですねと、私は何も言えないわけですが、そういう規制の弱さというのが、日本の世論といいますか、日本の性暴力に対する姿勢にもあらわれているのかもしれないと思います。日本にはいろいろな課題があると思います。

私は、70 人近くの被害者の方々にアメリカとカナダでお会いしてきました。去年は6人、日本にいらっしゃる被害者の方々ともお会いすることができまして、その方々の写真を撮らせていただいて、その方々が実名で私も出たいということをおっしゃったので、御協力いただいて、このプロジェクトを続けているわけです。どうして被害者が実名で自分の顔を出したいか、自分の話をしたいかということですが、一般的には不思議だと思います。

でも、被害者一人ひとりの気持ちとしては、一番多かったのは、私の経験、起こってはいけないことが起こったからには、それには何かの理由があるはずだ。その理由を探している人がすごく多かったと思います。もし、それが私と同じような状況の中で1人で泣いている人がいたら、その人にあなたも大丈夫よと声をかけてあげたいという気持ちなのかなと。被害体験を通して何かすることによって、自分の過去に意味を見出すことができます。そしてその人は自分の今までの人生がむだではなかったと思える。

そうなったときに、その人の歩みというのはすごく変わってくるのかなと思います。そんな、いつまでも過去のことをうじゃうじゃ言って、いいかげん忘れなさいよという助言をする人もいるのですが、そういうトラウマを負ってしまうと、忘れられるわけがないのです。

でも、私は正直、忘れる必要はないと思っています。逆にそれを踏まえて、そこにどういう意味があるのだろうかと考えてることができたら、その人の歩みは変わると思います。被害者の人が実際にまた立ち上がって自立して、自分らしさを取り戻して自活していくことができるようになるには、その人自身の意識改革がすごく必要になってくると思うのです。支援としたときに、その人たちのまた自活できる、自分らしさを取り戻すための手伝いと言うのですか、それが支援なのではないか。

勿論、経済的な支援というものも必要ですね。それだけではなく、心の問題にもっと目を向ける必要があると思います。カウンセリングを3回やっただけで立ち直る人もいれば、全然そうでない人も勿論いるわけです。ですから、被害者の対応というのは、本当にケース・バイ・ケースなのです。それができる人材の生育というか、養育というのが日本ですごく求められているのではないかと思います。

福祉大学というのがこれだけ日本にたくさんありますから、そういう中で支援員の養成のクラスができないのかなと、私はたまに思うことがあります。福祉大学へ行くと、障害者の方とか子どもとか老人のケアに焦点が向いているようですが、犯罪被害者の支援員の養成を大学でしたっていいではないか。

また、私も一度、警察大学校に行かせていただいたことがあるのですが、その中で性暴力だけでなく、心の問題というのをもっと取り上げて勉強していただけたらいいなと感じています。

また、生活保護が必要な方々の対応にも、お金だけ渡していても、光が見えない人たちがたくさんいるわけです。そういう人たちの心のケアということにもっと注目していくべきです。引きこもりをしている方々が日本では10万人といわれています。それは数年前の統計ですが、わかっているだけでそれくらいと数年前

に言われました。実際はもっとたくさんいらっしゃると思います。

引きこもりの方々の支援をされている方の話によると、その多くは性虐待を受けた過去があると言うのです。また、失業率を見ても、失業保険の必要な人のどれだけ多くが、性暴力が理由で仕事ができなくなったかと思います。

また、性暴力の被害者の人たちは、精神障害だけではなく、実際に病気になりがちになります。私自身も被害を受けて、腹痛がすごくするようになりました。特に8月9日という日が近くなると、何か緊張するのかわかりませんが、おなかのきりきり痛くなり、そういう身体的な病気を患いやすくなります。ですから、保険料・医療費のことにもつながってきますし、性暴力というのはさまざまな社会的な問題に影響を及ぼしていると思います。

しかも、それがお金の問題にすごくつながっていることに私は着目する必要があるのではないかと思います。言ってみればパブリックヘルス、日本語では公衆衛生と言うのですか、の問題だと思います。アメリカでは、10年ぐらい前から、どういうふうに防止したら、その予算が減るのかということのを対策として盛り込んでいるというのも事実です。アメリカでは、年間600億ドルぐらいの金額が性犯罪に使われているという結果が出ています。

時間もあれなので、ここで写真を見ていきたいのですけれども、簡単にどのような影響があるのかということをお話をさせていただきたいと思います。

これは、ダニエルさんという方で、彼女が5歳ぐらいのときです。隣にいる方はいとこです。いとこの方は、無邪気な5歳児ですけれども、ダニエルさんは足を組んで、ブーツをはいて、言ってみれば売春婦みたいなイメージで、お父さんがそういう格好をさせて、その裏で性虐待が起こっていたという話です。

児童ポルノの被害者の方です。彼女は私よりも3つぐらい年上ですから、もう43歳ぐらいですね。私たちが小さかったころはインターネットがなかったもので、彼女の写真がインターネット上にないというのも不幸中の幸いかなと思うわけです。でも、今の児童ポルノの被害者の子どもたちのイメージがネットに載ってしまったら、その人たちの被害というのは一生防止できないわけです。とまらないわけです。ですから、児童ポルノを規制していくというのは本当に大切なことの一つだと思います。

ナオミさん、横浜の方ですけれども、彼女も実のお兄さんから性虐待を受けました。大人になって思い切って、お兄ちゃん、どうして私にそういうことをしたのと聞いたそうです。そうしたら、こういうケースは珍しいのですけれども、お兄さんは、おまえには本当に悪いことをした、ごめんねと謝ったそうです。でも、そこで素直に許せるかということ、心情としてそうではないですね。兄貴が憎いという心情と、きょうだいですから、その間の愛情という2つの感情にさいなまれている女性でした。

デートレイプというのは、表に出てこないだけで、日本でも非常に多く起こっていることだと思います。この彼女も、片思いだった男の子に誘われて、うれしくて出て行った、この公園でレイプの被害に遭いました。

性暴力というのは、性教育とすごく関係していると思うことがあります。アメリカもいろいろな性教育を試してきました。子どもにコンドームを配ったりとかもしてきましたけれども、今の性教育でいえば、自分の体を大切にすること。そして、相手の体を大切にすること。そこから始まるのだということを強調しているように思います。最近では、これだけいろいろな病気がありますから、そこから自分の身を守るということも性教育の一つだと思います。

男性の被害者というのは非常に多いですね。隠れているだけです。アメリカでは、18歳未満の6人に1人が性虐待を受けているという統計が出ています。日本でもいじめという中で、男の子たちが性的な暴力を振られていることは非常に多いと思います。ただ、いじめという言葉で性暴力が隠されているだけです。そういう人たちが大人になって抱えてしまう問題。特に、これは女性に対する暴力の問題だからと言われるので、そういう人たちがどこに助けを求めていいかわからないということがあると思います。その人たちの支援というの、非常に遅れがちです。

この方も自分が子どものころ、いここから虐待を受けた方です。

被害者は、年齢もすごくさまざまです。統計で見たら、16歳から20歳代の人が圧倒的に多いかもしれませんが、中には55とか60を過ぎてから被害に遭う女性もいるということです。

この彼女は、マイコさんと言いますが、下校中に警察を装った男に路地裏とかに連れ込まれて、そこで性虐待を受けた人です。それ以来、彼女は自らテレクラとかに電話して、夜な夜な全く知らない人に自分の身をゆだねる。それも自傷行為の一つだと私は思いますけれども、性暴力の被害者に多い行動パターンです。自傷行為をする人が非常に多いです。

アナさん、この方はニューヨークの方ですが、性暴力の被害後拒食症になりました。イーティング・ディスオーダだったり、過食症だったりというメンタルな病気になる人たちがたくさんいらっしゃいます。

このリンダさんという方はLAの方ですが、彼女も本当にさまざまな精神障害を抱えていらっしゃいました。でも、彼女が1つ、私に胸を張って言ったことは、2人の娘がいますが、その娘たちを、私が自分で受けた虐待から守ってきたのだというプライドです。そうやって虐待のサイクルというのですか、特に家庭の中で虐待があった場合、自分は被害を受けてしまったけれども、自分でそれを止めるということは、並々ならぬ意思の強さがないとできないことなのです。

というのも、自分は娘たちを守ってきたという言葉の裏には、加害者であった実親からの別離というのがあったわけです。ですから、彼女の闘いというのは、孤独との闘いではなかったかなと思います。

これも自傷行為の例えとして、ちょっと入れさせていただいたのですけれども、リストカット。切ることによって、一瞬でも自分の心の傷みを忘れると彼女は言っていました。

カズミさん、大阪の方ですが、彼女も自爆行為というものを続けていたと言います。でも、自分で自殺はできないから、出会い系で出会った人に殺してもらおうみたいな形で、いつも出て行っていた人でした。

この方は、パトリシアさんという作家の方ですが、この人のケースは私と同じようなケースで、一人で寝ているときに強盗に押し入られて、ナイフを突き付けられて強姦に遭いました。彼女は95年頃に出た本ですが、その中で興味深かったのは、彼女は被害後、夫とよりを戻そうと一生懸命になったとき、子どもをつくればどうにかなるのではないかと思ったんです。そこで、出産ということに向き合ったときにレイプ被害を思い出したそうです。それですごく難産になってしまったと言うのです。

私は、少子化の問題と性犯罪というものが、特に日本ではすごく絡んでいると思います。私は帰国するたびにいろいろな被害者の人たちに「実は私も」という話を聞かされます。私には6歳の子どもがいるのですが、私の子どもの見て、ああ、私にもこれが可能なのだと半分泣きながら私に言ってくれる人もいます。ですから、被害に遭った自分は汚い存在だから、私はもうあかんのやと思ってあきらめている人がどれだけ日本にはいるのだらうと思います。それが少子化に拍車をかけているという事実があるのではないかと思います。

これを最後の写真にしたいのですが、2003年ですか、ハワイのホノルルの郊外にある女性刑務所に招かれました。そのカウンセラーの方が私に教えてくれたのが、そこに来る女性たちの85%は、何らかの罪を犯して刑務所に入れられる、それ以前に、性虐待またはレイプという被害に遭っているという事実です。この人たち、一人ひとりから、簡単な話は聞いたのですが、ほとんどが子どものときに虐待を受けている人でした。

ですから、子どもたちを虐待、特に性虐待からそれを守っていくことが、将来の犯罪防止にもつながっていくということかなと思います。子どもが虐待を受けていることがわかった時に、その子をきちんと助ける体制づくりと、その子どもたちの心のケアをしていく体制づくりが必要です。

里親制度の中でも、そういう子どもたちを里親として責任を持って育てるためには、里親になる人にもちゃんとトレーニングを受けてもらってから、その子どもを引き取ってもらうという体制も必要になってきます。アメリカの里親を待っていたり、養父・養母を待っている子どもたちのほとんどが虐待を受けて、何ら

かの障害を負っている子たちが非常に多いです。ですから、里親になろうとする人たちにはトレーニングが義務付けられています。

そうでもしないと、対応の仕方がわからない人がそういう子たちを受け入れたときに、すごいストレスになります。気が付いたら、その子たちをたたいていたとか、その子たちに何かしていた。自分が虐待者、加害者になっているというケースもあるわけですから、里親を希望する人にもちゃんとトレーニングを受けてもらう、または勉強してもらう。それから引き取っていただくということが必要になってくると思います。

時間も来たようなので、この辺で私は終わらせていただきたいのですが、質疑応答があるのですかね。どうもありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。大藪さんがたまたま日本に帰国されている機会をとらえましてお話をいただきました。非常に重い内容ですが、専門調査会にも参考になる点がたくさんありましたので、皆さんの方から質疑をいただきまして議論していきたいと思います。全体で時間的には10分少ししかないのですけれども、何かございますでしょうか。どうぞ。

○種部委員 産婦人科医の種部と言います。アメリカで病院に行かれたら、レイプキットがあるとおっしゃっていたのですけれども、これは救急病院には必ずあるのでしょうか。また、キットを常備しているのは救急病院に限るのでしょうか。例えば駆け込むことができるような救急病院がない地域もきっとあるのではないかと思いますけれども、すべての病院にキットがあるかどうかということがもしわかれば。

もう一点は、それを使う方の人間性が問われると私は一番思っているのですけれども、お話にあったように、そのレイプキットを使って証拠を採取しないと司法の場ではどうしても立証が難しくなります。証拠を採取する医師はトレーニングを受けているか。特に救急病院ですと、たくさんのスタッフが関わるので、医学教育の中で徹底されていない限り、二次被害の危険性があるのではないかと思いますのですけれども、もしわかれば教えてください。

○大藪氏 ニューヨークに視察に行かせていただきました。ニューヨークにたくさん病院がありますね。一番近い病院に被害者が行かれたとき、もしそこでは対応できないことになった場合は、ちゃんとレイプキットがある、またはSANE ナースと呼ばれる、特別にレイプキットで証拠検出をする、また法廷に立って証言人となることができる看護師の方がいらっしゃいますけれども、そのトレーニングを受けた方が存在する病院に移動してもらうことになっているそうです。

ですから、SANE と呼ばれる看護師の方たちがちゃんと勉強して、被害者の心情を踏まえたトレーニングを受けていらっしゃるのですけれども、アメリカでもその人たちが随分多くなってきたと思います。私の友達にニューヨークの管轄でその人たちのトレーニングをしている方がいるのですが、その人もいろいろな病院に行って看護師たちへのトレーニングをやっています。

日本では、産婦人科医が診ることになっていると思いますが、それでは手が足りないということがあると思いますので、認定された看護師の方々が増えればできるのではないかと、もっと対応がスムーズに行くのではないかとということが言われています。

また、レイプキットはどこ病院にもあるはずなのですけれども、そこにもしなかった場合、またそこにSANEの看護師がたまたまそのときにいなかった場合は、オンコールの方がいらっしゃいますので、そこに電話して30分以内に来ていただくことが義務付けられています。

○辻村会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。

どうぞ、小木曾委員。

○小木曾委員 法律を専門にしています小木曾と言います。ありがとうございました。

今、看護師が法廷に立って証言することがあるということですが、その証言の内容、大体どういうことを証言するのかということをお教えいただけますか。

○大藪氏 トレーニングの中では、感情移入しないことをまず教えられます。あくまでも看護師の方々は証人ですから、事実に基づいた、被害者を見たときの現状を証言するということです。ですから、被害者の方

の気持ちを代弁するわけでは勿論ないので、そこにしっかり一線を引くというのがまず条件だと思います。DNA の検出、いろいろな証拠集めをしたときの話をするというのが主なことだと思います。どういうところに傷があったということの証言だと思います。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、林委員。

○林委員 貴重な御報告、ありがとうございます。

アメリカで性犯罪被害者に対する対策が進んできたのは、何か例えば大きな社会の耳目を集めるような事件があって、それをきっかけに運動が起こり、政府の取り組みが始まったという歴史があるのでしょうか。それとも、女性運動が大変強い国ですので、徐々に進んできたということなのでしょうか。

○大藪氏 それぞれの対策の裏には、やはり事件が絡んでいることが非常に多いです。特にミーガン法の加害者をネット上で公開するというものですが、あれも児童誘拐殺人事件というものがありません。それをもとに、そういう法律が築かれてきました。また最近、ネット上で被害者が加害者の情報を得ることができるようになりました。被害者自身がアクセスして、メールアドレスとか電話番号を登録しておきます。

そうしたら、その加害者が出所する前とか、また裁判をしたいという申請をしているとなったら、そこにすぐメールで知らせが来るようにシステム化されているのですが、それができる理由となったのが、DV の被害者の方で、自分の元夫で加害者が刑務所から出てくることを知らされなかったおかげで、出所後の加害者に殺された事件です。

裁判所は被害者の人たちに連絡するというのが一応義務付けられてはいるのですが、なかなか行き届いていません。また、被害者自身も移動しますから、そのたびに裁判所に電話するというのも、被害者にとっては苦痛です。ですから、それをシステム化してしまうことによって、その情報通達がいち早く来るということで、その被害者自身の身を守るという体制がとれるのではないかと。

また、英語ではリストレーニング・オーダーと言いますが、この人が何 m 以内に近付いてもらっては困るという申請書も前もって出せるわけです。そうしたら加害者を現行犯で捕まえてもらうことができます。情報通達をきちんとしなければいけないということと、自分を守るために被害者ができることで被害を防いでいくというシステムです。そのようなシステムは、残念ながら誰かが犠牲になったことによって生まれているというのが現状だと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

どうぞ、原委員。

○原委員 ありがとうございます。

お話を聞いていて、最初に関わる人がとても重要だ、ファーストコンタクトの人が重要だということはわかるのですが、お話の中にあつた支援員という方々はどんな人たちで、どこまでのことをしてくれるのか、ちょっと教えていただけますか。

○大藪氏 私のところに来てくれた方は、地元のレイプ・クライシス・センターという支援センターから駆け付けてくださった方なのですが、彼女たちの仕事というのはいろいろあると思うんです。私は、彼女についてカウンセリングを3か月受けたのですが、彼女が、例えば私がもし裁判に行きたかったら一緒についていくよとか、また弁護士と話をしなければいけないときに私も一緒についていくよとか、警察に行かなければいけないときに一緒についていくよとか。

ついていって、彼女が何かを代弁するということは勿論ないのです。それは禁止されているわけですが、一緒に行ってくれる人がいるというのはすごく被害者にとって心強いことです。また、身の回りの世話というか、例えばいきなり引っ越しを迫られる、引っ越しをしなければいけない被害者もいるわけです。そういうときに、市営住宅とかに入りやすく手続を手伝ってくれることもやってくれる。アドボケートと呼ばれる方たちは、そういう方ですね。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかに。

どうぞ、平川委員。

○平川委員

ありがとうございました。私は女性の安全と教育のための支援教育センターで理事をしておりまして、大藪さんには以前に講演していただいたことがありまして、そのときには会場いっぱい若い人たちが参加してくださって、性暴力は潜在化するとされている実態を目の前で見たような気がしました。今お話を聞いておりまして、そのときのことを思い出していました。

支援教育センターは SANE の養成をしてきました。SANE についてお話いただいたのですが、アメリカで SANE がどういう活動をしているのかということの一番大切な点は、今日のお話の中でも出ていましたけれども、SANE、つまり民間と、公の部分である警察官と一緒に現場に駆けつけるということです。その辺りのところをもう少しお話いただけたらと思います。

○大藪氏 アメリカのシステムの中ですごいなと私が思うのは、しっかりと役割分担されているということです。それ以上のことはしないのです。ですから、警察も警察のできることは限られて、ここからここまでする。でも、ここまでという最後の責任は支援員につなげたり、また弁護士とつなげたり、そこまでしたらその人の仕事は終わりですよという一線をしっかりと引いている部分は、連携して一緒に働いていく、一緒にこの人を助けていく、支援していくという意味では、非常に大切なことではないかと思えます。そこまでしっかりと責任を取るという意識にもつながっていくと思えます。

連携という形で、公と私、プライベートの人たちと関わっていくというのは、アメリカでは昔からやっていることだと思うのです。そこをしないか、本当の支援につながっていかない。被害者一人ひとりの対応の仕方というのをマニュアル化できないものがある。先生も御存じでしょうけれども、できませんので、本当にケース・バイ・ケースでやっていかなければいけないわけですから、柔軟性を持って対応していくことが非常に求められると思えます。

ですから、カンファレンスなどをしたときには、必ず警察や行政の人たちとアドボケートという人たちがネットワークづくりをすることが非常に大切なことであって、アメリカではそれをすごく重んじるカルチャーがあると思えます。

○辻村会長 ありがとうございます。今日のお話は、公判過程については何も触れられなかったのですが、次に番委員から日本の刑事司法上の問題点についてお話いただくことになっておりますので、レイプシールド法などを含めて、ご経験から、アメリカの刑事司法に関連してコメントされることが何かありましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○大藪氏 私の場合は、証言人として自分が法廷に立つことはなかったのです。というのも、私の加害者は自分がその罪を犯しましたということを最初から認めたので、その場合、アメリカでは被害者が表に出て行くことはしなくて済むわけです。アメリカでは、加害者と被害者両方に弁護士を公の裁判所があてがってくれますけれども、その弁護士がそれぞれの要望を聞いて、弁護士同士が交渉して、大概は裁判所まで行かなくても、そこで加害者の刑が決まることになっています。

私の場合は、私の要望を加害者側が受け入れてくれなかったため、交渉できなかったわけですから、裁判長に決めてもらおうということで、裁判所に行くことになりました。証言しなくてよかった私でも、被害者として加害者と同じ部屋に入るだけということがすごく恐怖で、行けませんでした。それを強いられる人がたくさんいます。それはすごい苦痛で、被害者にとっては新たなトラウマにつながります。

また、レイプシールド法は 70 年代にアメリカでできたものですが、実際に起こった被害・事件というのは、その人の前の生活態度とか人間関係というのは全く関係ないからこそ、過去の被害者の人たちの生活態度を裁判に持ち出してはいけないということです。しっかりと事件は事件という形だけで見るとというのが、すごく重要視されていると思えます。

○辻村会長 ありがとうございます。

どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 被害者の多くは女性だと思いますけれども、男性の被害者や性的マイノリティーの被害者も同

様の支援を受けられるということでしょうか。

○大藪氏 そうです。男性の被害者の声も随分高まってきました。特に2002年にボストンで子ども達がカトリック教会の神父から性虐待を受けていた事実がカバーアップされていたことが暴露されて以来、多くの成人した男性被害者達が声を上げました。それ以来、アメリカでは男性被害者の声が随分大きくなってきたと思います。その中には、勿論、性的マイノリティーの方たちもいらっしゃいますし、その自助グループや、その人たちが作った大きな団体がアメリカにはあります。また、男性が性暴力防止運動のためにいろいろな活動を行っていて、男性が男性に話しかけていこうという取り組みをされている団体もありますし、男性の声が随分強くなっているというのは確かですから、セクシャルマイノリティーの人たちや男性被害者の人たちもヘルプが受けやすくなってきたのも事実だと思います。

○阿部委員 ありがとうございます。

○辻村会長 大藪さん、本当にどうもありがとうございました。まだまだたくさん教えていただきたいことがありますけれども、時間が参りましたので、次に番委員の方から「性犯罪被害者のプライバシーと刑事司法上の問題点」について、お願いいたします。

○番委員 それでは、私の方から「性犯罪被害者のプライバシーと刑事司法上の問題点」というテーマでお話させていただきますが、私は現場の法律家なので、非常に雑駁な話になると思います。刑法の問題点などについては、詳しくは専門の刑事法の学者の先生にお願いしたいと思います。

私が犯罪被害者支援活動をしていて、業務も被害者の代理人をしているということで、特に女性の性犯罪・性暴力の被害者の代理人を多くしておりますので、そういうところから考えていることをお話ししたいと思います。プライバシーの問題ということなのですが、プライバシー、プラス司法上の負担感ですね。被害者がいかに負担を感じているかということの二本立ての話になるだろうと思います。

まず、性犯罪被害者は暗数が多いと言われております。つまり、被害申告をしない被害者が多いということです。被害者のうち、私たちのような弁護士のところアクセスしてくる方たちも一部だろうと思います。その一部のうち、弁護士などがついて刑事事件として進行するケースも、実際に割合としては本当にわずかです。これは、経験上、そのように思っております。

なぜ刑事事件として進行しないのかということ、2つの面があると思います。

まず最初に、レジュメに内心の問題と書きましたけれども、特に顔見知り間です。先ほどのお話もありましたが、加害者が顔見知りだということが多いのですけれども、そういう場合には、合意があったかなかったかという内心の点が非常に問題になる。そして、刑法上構成要件に記載されております、「暴行又は脅迫を用いて」に該当するかというハードルが非常に高くなります。そういう事案の難しさということから、刑事事件として進行できない、例えば告訴をしても受け付けられないこともかなりあります。

もう一つ大きいのは、その下にも書いてありますが、この犯罪が性的自由の侵害で、大藪さんのお話にもありましたが、精神的被害が非常に重大であるということから、被害者の状態が現在の刑事司法の捜査に耐えられない、あるいは公判に耐えられないと私たちが見ても思うような事案がかなりあります。そうしますと、弁護士としても、あえてそこを告訴なり警察に被害申告するなりして事件化して、被害者の方に被害者として対応を迫ることはできないという状況になるわけです。

そのためにどうするかといいますと、刑事事件として進行はできないけれども、例えば示談交渉をしたり、示談をしてだめで民事裁判を起したりということがあります。例えば示談交渉をして、相手が事の深刻さ、つまり被害者が感じている被害の重大さを全くわからないということから、刑事事件で頑張ってみますと言って告訴したというケースも勿論あります。全体として、必ずしも刑事事件として進行しないというのが印象です。

刑事司法に乗った、つまり裁判に行った事件というはごくごく一部というのが私の実感です。ですから、この暗数の多さをどうするか、これを解消しなければいけないと常々思っていますが、被害者にとっては、プライバシーの保護という点でもちゅうちょするものがありますし、負担感という意味でもちゅうちょする

ということです。

内心の問題のところ「暴行又は脅迫を用いて」の判断が厳しすぎる、時として、経験則に反する認定が行われるということを記載しましたが、この経験則に反する認定というのは、裁判所はそれを経験則だと思っている場合があるのですが、今、大藪さんのお話のとおり、恐怖を感じた場合、人間は抵抗するというのではなくて、フリーズしてしまう。

これは多くの被害者の方が言っていて、怖くて固まってしまった、何もできなかった、と。大きな声を上げるといってもとても難しいことで、これは練習しないとできないと思われま。そうしたら抵抗していないじゃないかという話になってくることがあるわけです。そういう意味で、本当の意味の経験則に反した認定がされることが多くて、このハードルがなかなか越えがたいというのが実感です。

それから、その被害の重大性です。被害者の方の精神的な被害が非常に重大であるということで、そんな気持ちにもなれない、元気にもなれない、被害申告する気力さえないということがあ。泣き寝入り状態というのが出てきて、暗数が多いというのが実際だろうと思います。

更に、二次被害の問題が必ずつきまといま。これは、必要性がある場合もあるのですが、被害者の方は事情聴取を受けるときに、先ほどのお話もありましたけれども、どうしてそこに行ったのか、どうしてこうしたのか、かぎをもう一つかけなかったのかという話もありましたけれども、そういう自責の念をもともと持っているところに加えて、何度も同じ話を聞かれ、時に日本の場合は、プライベートな男性経験など交際歴まで聞かれます。

それから、実況見分するとき、いろいろなやり方があるようで、最近では配慮もありますけれども、人形を使ったりもするようですけれども、もう一度その体験を実際に自分の体で表現するとか、指示して、こうだった、ああだったということで非常につらい思いをする。何度もそのとき忘れたいと思っている事実を言わなければいけない、伝えなければいけないということで、とても厳しいものがあります。

それから、捜査段階で問題と思われるのは調書です。調書の書き方が、日本は「私は」という一人称で物語風というのが伝統になっております。ただ、物語風であっても、取調官が書く。つまり、取調官の言葉で物語がつづられるわけです。私も一度経験したのですけれども、こういうことは現在は多分ないと信じますが、高校生の女性が被害に遭って調書をとられた。その調書を民事で取り寄せして見たところ、高校生が絶対使わないと思われる性的な隠語が散りばめられ、非常に奇異な感じがしました。

本人に聞いたら、そういう言葉は全く言っていないし、男性経験も単に交際した、一緒にお茶を飲みに行った、映画を見に行ったということをやったところが、全部男性の性経験が何人と書かれていたという、これは捜査官が面白半分をやったとしか私は思えないのですが、そういうものがありました。

それから、ある被害者の方に言わせると、警察に被害申告に行って、自分は本当に被害をこうむって、助けを求めに行っているわけですが、その担当の刑事さん以外にみんなそと寄ってきた。みんな聞き耳を立てて、ある意味興味津々に聞いていた。非常に嫌な気がしましたと言っている被害者もいらっしやいます。

今、捜査の可視化ということが言われております。これは被疑者についてなのですが、被害者にも可視化してもらって、きちんとした事情聴取をしてもらいたいと、その方は言っていました。そのくらい嫌な思い出として残っているようです。ですから、例えばこういうような調書の書き方も、今後改めなければいけないのではないかと思います。

それから、捜査員が被害者の話を性犯罪の舞台として、それを自分が納得できるかできないかで取り上げたり、取り上げなかったりすることがあ。ある被害者が被害を受けて、直後に警察に駆け込んだ。ところが、警察の方は臨場感に乏しいと言うのです。そして、もし加害者が否認したらどうするのだということで、被害届をなかなか受け付けない、結局、告訴を受け付けないということで私のところに相談されたので、その警察官がおかしいと思っているところについて、被害者の詳細な気持ちを含めて陳述書のような形で報告書を上げました。

この事件は、なかなか告訴が受け付けられなかったのですが、別件逮捕されて被疑者がこの件についても

自白したということから、強姦致傷として最終的には裁判に乗りました。そのときに、その報告書というのが非常に役に立ちました。つまり、もう何か月も経っていたので、被害者自身もよく覚えていない。そのときの微妙な心理的な状況をなかなか言えないということで、この報告書が役に立ったと検事さんからも言われました。そういうことから、調書というものの書き方を含めて、特に性犯罪被害者の調書というものを変えなければいけないのではないかと思います。

もう一つ、事情聴取を受ける際の付き添いを認めてほしいと思います。弁護士の付き添いはなかなか認められなくて、私も認めてもらったケースがないのですが、支援の方の付き添いもなかなか認められないようです。でも、隣に支援者が座っているだけでも被害者としてはとても心強いと思いますし、付き添いの方がいるということから、不必要な取り調べも防止することができるのではないかと思います。そういうことから、事情聴取についてもできるだけ改善していただきたいと思っております。

次に、起訴されて公判段階になってどういう問題があるかといいますと、証人として出廷する場合があります。これは、確かに自白事件、被告人が罪を認めている事件であれば、出廷することはほぼない。日本もそうなのですけれども、例えば否認事件、一部否認などという場合、証人として出廷する場合があります。そこで、尋問の中で同じような二次被害を受けることがある。これは、弁護士を含めて、そういう誤ったといいますか、経験則に反するというか、必要ないことも入れ込んだ心証形成が今までなされていたという流れから、なかなか脱却できていないということがあると思います。

それから、好奇の目、誤った社会通念。これは、強姦神話の問題です。法廷に出ること自体、負担が大きいわけです。そして、社会全体が被害者に対して非常に好奇の目を持っていると思います。例えば女性の被害者の事件については、報道も美人何とかとか、非常に必要ない報道の仕方というものが見受けられます。そういうことだけでも、被害者としてはとても負担が大きいです。また、被害者に何らかの落ち度を求めようとします。これも強姦神話に裏づけされているわけですが、こういうことが被害者を非常に苦しめます。

被害者が悪いわけではないのです。ところが、実名で顔を出して被害を訴えることができないというのは、こうした社会の目、それを恐れるという気持ちによるのではないかと思います。

そういうことから、性犯罪というのは、私は特別な事件であろうと思っています。ですから、法律も現状、いろいろ配慮はされております。これは、本当は刑事法の先生方にお話いただければよろしいのですが、簡単に申し上げますと、法制度上の現在の措置としましては、証人への配慮。これは、2000年にいわゆる犯罪被害者保護二法が制定されて、証人として出廷する場合の配慮が規定されました。これは、性犯罪被害者を想定しての規定であります。

証人付き添い、遮へい措置、ビデオリンクという方式が決まったわけです。併用することも可能となりました。これは、被害者の心理的負担あるいはプライバシーに非常に有効だと思います。

それから、その前は6か月と定められていた告訴期間が撤廃されました。6か月というのは、どうしようと逡巡していたらすぐ過ぎてしまう。それこそ何十年も前の被害も忘れられないような被害者がたくさんいるわけです。どうしようと、相談する人もなく、期間が過ぎてしまったということはたくさんあったわけで、これが撤廃されたのは非常にいいと思いますが、告訴自体、必要なかという問題点が今、挙がっていると思います。社会通念とか被害者の状況を考えますと、告訴は全く不要と言ってしまうことに私自身はちゅうちょしますが、本来、告訴が必要とされるものではないと思っております。

それから、民事裁判における配慮措置は2007年の法律によって決まりました。以前は遮へい、ビデオリンク、付き添いが民事上は決められておらず、民事の損害賠償請求事件などにおいて、遮へいなどをする必要がどうしてもあるときに、刑事法を準用していたのですが、民事上も規定ができたというものです。

それから、同じとき、2007年に被害者の情報保護、プライバシー保護ということで、特定事項の秘匿の制度ができました。これは、性犯罪の被害者の心情に配慮して、その情報、つまり実名とか住所という被害者特定事項を公開法廷で開示しないように定めたものです。ただ、これは私自身が経験した裁判で、被害者情

報を秘匿してくださいと申入れ、そのように決まったのですが、被害者がA、B、Cと3名いまして、1人だけだと被害者という言い方で、割と関係者は言いやすいのですけれども、A、B、Cといたので弁護人の方が名前を言ってしまいました。

言ってしまったら取り返しはつかないわけです。それで、裁判長も非常に怒って、気をつけてください、やめてくださいと言っていたにもかかわらず、裁判長も最後の公判か何かで言ってしまいました。誤って言ったということは、これは人間なので間違いとしては時にあります。

それから、誤ったふりをして、故意に言おうとしている被告人もいるという話を検察官の方から聞いたことがあります。どうしたらいいのだろう、何かいい方策はないかという御相談を受けたことがあるのですが、公開法廷ということを変えない限りは、なかなか難しいだろうと思っております。ただ、被害者名等を匿名とするということは運用で実際はされていたわけで、この運用が制度化されたというのが2007年です。

それから、性犯罪の法定刑の引き上げというのが平成16年に行われております。私からすれば、もともと性犯罪の法定刑は低過ぎる。日本では、なぜ強盗より強姦が低いのだというのは今でも思っております。そういう意味で、法定刑引き上げは当然のことだと思っております。今、裁判でも量刑が非常に重くなっているということで、重罰化ということを批判する向きもありますが、私は被害者の受けた被害の重大さから考えて、当然だと思っております。

刑事だけではなくて、民事の場合の慰謝料等の損害賠償額も非常に高額となっております。ただ、いまだに法曹界と申しますか、特に弁護士なのですけれども、性犯罪・性暴力の被害者に対する損害賠償の適正額を低く思っている人がおります。ですから、私は啓蒙するつもりもあって、そんなことはない、自分の扱った事案のこういう例があるということを弁護士にも積極的に伝えていきます。

現実に民事裁判では、1,000万円以上の慰謝料、プラス遺失利益等、2,000万円を越える損害賠償額が認められたケースを複数知っております。いずれにしても、今後も、刑事、民事、どちらもその被害の重大性に則した結論が下されることが私は望ましいと思っております。

その上で、今後の問題点についてです。まず裁判員裁判とか通常裁判にかかわらずに、裁判そのものにおける問題点についてですが、やはりプライバシー保護に関する危惧を被害者の方が非常に持ちやすい、二次被害の可能性もあるということで、プライバシーが守られるのかということと、負担感が非常に大きいです。

それから、公開法廷が日本国憲法上、原則となっております。公正な裁判を担保するものですが、公開法廷で行われるということの被害者にとっての負担というのは、非常に厳しいと思います。例えば、裁判傍聴などが最近はやっております、よく傍聴の方がいらっしゃるのですが、性犯罪事件に関しては、昔からマニアがいます。昔は傍聴の方は今のように多くはなかったのですけれども、それでもそういう性犯罪についてだけはマニアがいて、傍聴しに来ました。現在でもいます。

被害者特定事項の秘匿の制度が創設されたといっても、人間が間違えるということも含めて、必ずしも被害者のプライバシーが出てしまうことを100%防止できないのであれば、法廷の公開そのものを考えてもいいのではないかと思います。フランスでは、聞いたところによりますと、被害者特定事項を秘匿するという制度はないようですが、法廷を非公開にするということがかなり柔軟に行われていると聞いております。

それから、先ほどのレイプシールド法は日本ではできておりませんので、証人で出廷したときに、時に男性経験などを聞かれることもありますし、そういうものを含めて認定に影響するというケースもないことはないと思います。つまり、司法は保護すべき被害者を保護するという雰囲気と申しますか、そういう実感を持っております。ですから、通常裁判であっても、裁判そのものが被害者の負担を重くして、ちゅうちょさせるような傾向があると思います。

そして、裁判員裁判の問題点です。実は性犯罪の被害者の問題というのは、この裁判員裁判が始まる時に、それを発端にして明らかになってきたと思います。性犯罪被害者にとって、通常裁判でも非常に負担が大きいのですが、通常裁判以上に裁判員裁判というのは負担が大きいと私は思います。裁判員裁判にかかるのかかからないのかというのは、裁判員裁判対象事件が「死刑又は無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪に係

る事件」となっておりますので、性犯罪事件のうち一部のもの、結果的加重犯、致死傷がついたものなどがそれに該当するわけです。

重大事件が裁判員裁判になるということが法定刑によって決まっているわけですが、私は性犯罪事件は、そういう法定刑で線引きした重大か否かに当てはめること自体、何か非常に理不尽な気がしております。この線引きというのは、いかがなものかと思っております。

それから、通常裁判で受けるような負担とかプライバシーの問題が更に大きくなるということです。例えば裁判員はアトランダムに選ばれるわけで、ジェンダーバランスなどは考えずに選ばれます。私は裁判員・裁判官が女性だといいいとか、そういうふうには思っておりません。その量刑に影響する、認定に影響するという意味では、必ずしもそのような法則が認められるとは思わないのですが、負担という意味でいきますと、裁判員裁判の場合は法廷の壇の上に9人並ぶわけです。9人が男性だとするとどうでしょう。

これは、証人等で被害者が出廷した場合には、非常に萎縮するだろうと思われれます。私が担当した裁判員裁判の被害者の方は、それは性犯罪ではなかったですが、法廷の壇上の人の方の多さに非常に圧迫を感じたと言っていました。まして、女性の性犯罪の被害者がそれを経験したときの負担というのは、いかがなものだろうと思います。

誤った社会通念という点で考えますと、裁判員は何も研修を受けていなくて裁判に臨むということですから、尋問などにもレイプシールド法などが定められていない日本の裁判では、裁判員に悪意がなくても被害者を傷つけてしまう、二次被害を与えてしまうような場面が発生し得るのではないかという恐れを感じます。

それから、被害者の生の声を伝えるということで、被害者が更に引っ張り出される可能性があるのではないかということを感じます。裁判員裁判というのは、わかりやすい裁判、法廷で話す、法廷で伝えるということがまず基本です。そうしますと、一番わかりやすいのは、被害者の生の声を伝えるということになるわけです。そうしますと、今まで、自白事件であれば被害者が引っ張り出されることがなかったにもかかわらず、裁判員に伝えるために出てくださいという話になりかねない。

被害者の生の声が伝われば伝わるほど量刑が重くなるということを言われた場合、被害者はどうするのかと思います。それは、ビデオリンクという形で出たとしても、裁判員の方に顔が見られるわけですから被害者の負担はすごく重いと思いますし、今まで運用でうまくいっていましたがと言われるかもしれませんが、だれもその後の被害者を調べていません。その後の被害者に国としてカウンセリングを受けさせているわけではありません。私は非常に危惧しております。

最大はプライバシー保護の不安です。これが最初に問題になったのは、裁判員候補者に対して被害者の情報が流れるのではないかと。裁判員候補者は守秘義務がないというところから問題がクローズアップされました。しかし、裁判員であっても守秘義務があると言っても、裁判員にとっては一生に一度の経験かもしれない。被害者のことも含めて絶対忘れられない経験であるかもしれません。

そうすると、地方都市などで考えますと、守秘義務で最後の最後までそれが守られるのか。これは非常に難しいですし、それから特定事項を秘匿しても、どこの地域というところまで出てしまわってしまうのではないかと。非常に不安が募ります。例えば、ただ単に特定事項だけではなくて、写真とか刑事記録も裁判員に見られる場合があるわけです。こういうものも含めて、被害者のプライバシー保護、負担という意味では、裁判員裁判は非常に問題があるのではないかと考えています。

ですから、私自身は、性犯罪事件が、裁判員裁判という、更に被害者にとってはハードルが高い裁判の対象になるということは反対です。今のところ、例えば社会通念を教育によって変える、いろいろな社会の運動によって変える必要はあると思いますけれども、それができないうちは、裁判員裁判の対象になるというのは、刑事裁判そのものの問題点を払拭しない限り、すべきではないと思っています。

今までお話したのは刑事事件の関係ですが、民事の関係において、先ほどお話があったとおり、子どものころに性虐待を受けた方たちの損害回復というものが、時効の制度によって、今、遮断されてしまっているというのが、現実の被害者から相談を受けている弁護士としてはつらいものがあります。何件もそういうお

話を聞いて、時効の壁をなかなか突破できないということがあるわけです。被害者が受けた被害に応じた責任を加害者にとらせるというために、司法はもう少し工夫をしていかなければいけないと思います。

実際に裁判員裁判の問題でいきますと、裁判員裁判対象事件になってしまうために、ちゅうちょして起訴前に示談をしてやめてしまったケースもありますし、致傷を落として起訴して通常裁判に持ち込んだというケースも聞いております。私自身、先ほど示談交渉でうまくいかなかったので、頑張って刑事告訴しますとおっしゃっていた方が、これは集団強姦罪ですが、途中まで一生懸命警察対応して、実況見分もし、事件として進むようになりました。知り合いからの被害だったので、かなり難しいかなと思っていたのですが、捜査が動き出して、書類送検ですが、送検まで行ったのです。

けれども、そこで彼女は力尽きました。どうしたかという、もう一度被疑者側からの示談を、今度はかなりきちんとした提案をしてくれたので、それを受け入れて、もうやめたいということでやめました。検事から呼び出しが来ましたが、行かないということです。つまり、そこまでで疲れてしまったということなのです。毎日呼び出されて事件の話をして、もう私の普通の生活が戻ってこないということをしていました。そういう被害者がたくさんいるということから、刑事司法の在り方をもう一度考えていただければと思っています。

それから、今日お配りしたパンフレットですが、まず「弁護士の犯罪被害者支援」というのは、被害者に特化した常設の電話相談です。東京には弁護士会が3つございますが、合同して、同じ1つの番号で月曜から金曜、11時から午後4時までやっております。弁護士が必ず電話をとるということで対応しております。必要な方には、これは御本人が希望し、弁護士が必要だと判断した場合には、30分から1時間ぐらいの無料の面接相談も、電話相談を経た後、行っております。

私自身は、この電話相談で性犯罪被害者の御相談をたくさん受けておりますし、事件として進んだケースもたくさん持っております。2000年後前後から東京の3つの弁護士会が別々の番号でやっておりましたけれども、現在はこのように1つの番号になっているということで、全国から電話相談を受け付けております。

もう一つの青いものですが、これは「性暴力被害者のための無料電話相談」で、12月10日のイベントです。これは、性犯罪被害者と裁判員裁判の問題点がクローズアップされた2009年頃から実施していて、3回目になるものです。この特徴としましては、相談員の方と弁護士が同時に電話をとって、まず相談員の方がお話を聞いて、弁護士の支援が必要だという場合には、弁護士がそれをそのまま引き取って電話でお話を聞くということです。

弁護士も不用意なことを言って、被害者に二次被害を与えないようにというのが重要ですが、そういう意味では、この電話相談は、相談員の方がまず受け付けてくれるので、弁護士としては法的なサービスに徹することができるというものです。

このように、弁護士は被害者のための支援をいろいろしておりまして、性犯罪の場合は、例えば法廷傍聴ができない方のためには代理傍聴もいたしますし、弁護士が必要なケースがすごく多いだろうと思います。弁護士の費用ですが、弁護士に頼むと高いということをよく警察の方などが被害者に吹き込むのですが、そんなことはございません。例えば民事の損害請求であれば、資力要件はございますが、民事法律扶助というものを法テラスで受けることが可能です。

それに該当しない刑事上の支援、つまり警察と一緒にいくとか裁判所に対応するとか、勿論傍聴とかも含めてですが、そういう支援活動については日弁連が行っております、犯罪被害者法律援助制度があります。資力要件はありますが、これを使って被害届を出したり告訴をしたりする弁護士の援助も可能です。

また、性犯罪被害者の方も被害者参加制度を使って刑事裁判に参加することが可能です。刑事裁判に参加するときの遮へい措置もできますので、法廷に行かれて傍聴席などから遮へいした上で参加した方、あるいは弁護士に依頼して、弁護士がかわって参加した方がいらっしゃいます。国選の被害者参加制度もあります。いろいろな制度を利用することができますので、弁護士に相談してみたいと思うのですが、弁護士に相談してくださる方も本当にごく一部だろうなというのが実感です。

以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。日本の刑事司法あるいは民事も含めまして、たくさんの問題を抱えておりまして、全体をまとめて御報告いただきました。

それでは、皆様の方から、まず御質問を受けたいと思います。15分程度、質疑応答をいたしたいと思えます。どうぞ、小木曾委員。

○小木曾委員 質問というわけではありません。さっき、フランスの話が出ましたので、若干情報提供です。

再審の非公開、日本では憲法 82 条と裁判所法 70 条で、公序良俗違反ということしか書いていないのですけれども、フランスの場合は刑事訴訟法に定めがありまして、一般的な公序良俗を理由とする職権による公開停止のほか、性犯罪、強姦とか致傷については、被害者が請求したときには非公開にしなければならないという規定があります。それに従って行われているということです。

それから、先ほどの調書の問題がありましたけれども、例えばアメリカで看護師が証言というお話がありました。特に子どもの場合は、被害直後に看護師とかお医者さんに話したことは、被害者本人が法廷に出てきて供述しなくても、看護師やお医者さんが出てきて証言すれば、それを証拠にとる。いわゆる伝聞例外という扱いをしているので、その辺りが違うところです。

それから、レイプシールドでも、日本でも適切な運用されさえすれば尋問の制限というのができると思うのですけれども、それが適切に運用されているかどうかという問題があるだろうと思います。

それから、先ほど事務局に、元裁判官の方が書かれた、これについての論文が 2 本ありまして、それをお渡ししましたので、御参考までにお読みいただければと思います。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

何かございますか。番委員。

○番委員 確かに元裁判官の方とこういう問題についてシンポジウムを行ったときに、不適切な尋問をした場合には、例えば弁護人がそのような尋問をした場合に、これは量刑が重くなるとおっしゃっていましたが、まだ司法界には、そうした見解ばかりではなくて、旧態依然とした心証形成についての思い込みがはびこっているのが事実です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、木村委員。

○木村委員 是非教えていただきたい点があるのですけれども、先ほど集団強姦で途中で力尽きてしまったというお話があったのですが、集団強姦は親告罪ではないので、そのまま進もうと思えば進められるということですよ。

親告罪を維持すべきかとの関連で、被害届の運用というのでしょうか、使い方次第で、望まない被害者には裁判まで進まないとか、そういう運用というのは実際にはかなりやられているようなのでしょうか。

○番委員 現実には、被害者の感情というのは大きいと思います。この件は、確かに親告罪ではないのですが、告訴から始まっており、最終的には検察官が呼んでも彼女は行かなかったわけで、検察官は事件を進めることができなくなってしまったためにで終わっております。ただ、親告罪でないので、告訴取消書をこちらからは出しましたが、被疑者側は呼ばれて事情を聞かれています、それ以上進められないということで、起訴猶予という形で多分終わったと思います。

○木村委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ほかにいかがですか。どうぞ、平川委員。

○平川委員 今の方の事件のことなのですけれども、その方は初期対応をどのぐらいしてもらっているのでしょうか。

○番委員 余りしてもらっていません。

○辻村会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○林委員 御報告ありがとうございます。

先ほど前半で大藪さんのお話を伺いながら、今年7月に最高裁で千葉の強姦事件の無罪判決を思い出しております。この事件は、路上を歩いていた女性に通りすがりの男性が、「ついてこないと殺すぞ」と言ってビルの踊り場に連れて行って、そこで強姦されたと女性が主張したのに対して、被告人は、お金を渡して性的行為を頼んで同意の上でやったことであって、性交渉はないということで争い、結局、原審は有罪だったものを最高裁が破棄して無罪判決にしたというものです。

そのときの被害者女性の言い分というのは、ついてこないと殺すぞと言われたので、怖くて頭の中が真っ白になって、とにかくついていったということを書いたのですが、それは多数意見によって信用されず、近くに交番もあったじゃないか。逃げようと思えば幾らでも逃げられたのに、どうして後からついていったのか、という事実認定がなされていたと思います。

そういったことに対して、少数意見の中で1人の裁判官が、いや、被害者の置かれた状況というのはそういうものじゃないということについては、現在では職務関係者の間では広く認識されているということを書いているのですが、性暴力の被害者の置かれた状況について、まだ法律家の間に広く認識が共有されているところまで行っていないのではないかと思います。

そういったことについての教育研修をやっていますかと法務省に質問すれば、必ず「やっています」という答えになるのですが、もう少し弁護士会、特に番先生のような被害者の問題に先進的に取り組んでいるような弁護士と被害者支援をしている人たちと、警察や検察が一緒になってやって知見を広める取組が必要ではないかと思えます。具体的にはそのような研修や情報伝達に取り組むフォーカルポイントが必要なのではないかと思うのですが、そういった動き、取組はあるのでしょうか。

○番委員 認定も随分変わってきたと思えますけれども、警察も検察も、立件しても無罪になったら困ると、刑事事件はそこで足踏みなのです。つまり、有罪率が非常に高いことをバックにしている、ちょっとでも危ない事件についてはなかなか認めようとしなないところがあります。だから、ここまでよく認めてくれたというケースも割とあるのですが、全体としては、まだまだそういう点で先に進もうとしていない。つまり、明らかに抵抗したとかという案件でなければ、なかなか取り上げようとしませんし。

今、言ったような難しい案件については、他の要件としては被害者の個性ですね。この被害者だったら被害者としてみんなが認めるというような考えがあるのかなど、ちょっと思えます。私たちは、具体的事件の際、特に民事では、一生懸命いろいろな文献を出して説明していますけれども、本当に遅々たる進みではないかと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。私からの少し質問させていただきます。今、いわゆる裁判官裁判にもいろいろな限界があるということが出てきたと思うのですが、本日の番委員のお話は、裁判員制度というものを問題にされました。この制度自体についてはこの調査会でも議論していかなければいけないと思えますけれども、やはり裁判員裁判の方が性犯罪にとっては好ましくないので一律排除するという結論に至っておられるようです。しかし、ただ今指摘がありましたように、裁判官裁判にも問題があるわけですね。ですから、裁判官裁判の方が、好ましいというか、信用できるとお考えになっているのかどうか、という質問が、まず第1点です。

それから、それに関連してですけれども、もし裁判員裁判を継続とした場合に、その対象から排除するという選択肢もありますし、被疑者や被害者の選択にするという考えも出てきているようですし、非公開にするというプランもあります。これらは、これはみんなどれかを選ばなければいけないのか、非公開にすれば排除しなくていいのか、など、組み合わせは何かあるのでしょうか。

○番委員 ある意味で私、政策的配慮から裁判員裁判対象事件とすることに反対と言っている部分もあるのですが、通常裁判でも問題があるのです。だから、もともと刑事司法上の問題点というのがあって、更にそれが助長されるのが裁判員裁判だと思っています。ですから、根本的に裁判員裁判の対象にふさわしくないというのではなくて、この問題点が解消されないと、更にまずいのではないかと思っています。

組み合わせとしては、私は被疑者に選択権を与えるのはちょっと認められませんが、例えば検察官と弁護人との協議とかで外すとか、対象から一律排除だけでは、勿論実際はないのではないかと思います。ただ、一律排除が一番わかりやすいです。

それから、中には、被害者の選択に任せるという方もいるのだけれども、これは余りにも無責任だと思います。被害者は必要なことは選択しなければいけないのだけれども、まだ混乱しているような状況で被害者に選択を迫ることになり、後から、どうしてあのときにあのように選択したのだらうとか後悔することもあるでしょうし、余計な負担を与えますと思いますので、それは私は反対です。ただ、実際の解決方法はいろいろあるのかなと思ってまして、今、会長がおっしゃったように、例えば法定を非公開にするとか。非公開という手段は使うべきであろうと。

現実には、先ほど小木曾先生がおっしゃったように、規定はあるのですが、公序良俗だけなので、ほぼ使われていないですね。プライバシーの保護という点から考えると、非公開はかなり有効ではないかと思っています。公開原則の呪縛みたいなものに、日本の司法はすごくとらわれていますので、もうちょっと柔軟に使えればと思っています。

○辻村会長 そうですね。今年 11 月 16 日に最高裁が裁判員制度自体について合憲判決を出していますので、この制度については今後もしばらくは続くものだと思います。

もう一点だけ、裁判員のジェンダーバランスのことを少し言われたのでお尋ねします。これもいろいろ議論がありまして、裁判員が全員女性だった場合に懲役 29 年という判決が出たケースも金沢でありましたし、その逆の、裁判員が全員男性の場合もありました。その辺りはケース・バイ・ケースになってしまっているのですけれども、やはり 9 人のうち半数ぐらいをバランスよく男女が含まれていたほうが良いというお考えですか。

○番委員 司法におけるジェンダーバイアスという観点から判例を調べたことがあるのです。そうすると、性犯罪に対して、かなりジェンダーバイアスが影響していると思われる判決に、女性の裁判官が結構加わっていたりしましたので、必ずしも女性が入れば良いということではないのです。単に物理的なことですね。男性がたくさん目の前にいるということは、これは被害者にとって本当は避けられるべきだと思っています。男性恐怖症に陥っていらっしゃる方がかなりいらっしゃいます。

だから、最後の認定にジェンダーバイアスがかかる、かからないかは別にして、性犯罪に関して言えば、男性が過半数だと被害者が怖いだろうと単純に思っています。

○辻村会長 現実には、忌避の制度によって調整されているのです。ですから、最終的に全部 9 人も男性になったりしないようにということルール化できるかとか、そういった問題があると思います。

もう一点だけ。裁判員制度が 2 年たちまして、全体として裁判員制度になった方が性犯罪については厳罰化の傾向があるという統計が 5 月に出されましたね。それについてはどう考えたらいいでしょうか。それは偶然のことということでしょうか。

○番委員 裁判員の方たちは、みんな誠実に向き合ったのだと思います。今まで余り被害者の声というのが直接上がっていかなかったものが上がって、確かに裁判員には感応力が高かったのかなと思います。裁判員裁判になって、明らかに量刑が重くなったのは性犯罪だと言われておりまして、これは統計上、どこの意見もそうになっています。私は、別にそれはいいと思ってまして、重くなるのは当然だろうと思います。

ただ、だから裁判員にもわかってもらえていいじゃないかということと言われることがあるのですが、一つの生の事件は、啓蒙に使うべきものではありませんし、そういうところから性犯罪をわかってもらうという、モルモットのように使われるべきものではないと思っています。

○辻村会長 確かにそうだと思います。ありがとうございます。

幾つかの論点が出てきておりますが、ほかにいかがでしょうか。原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

性暴力被害が知っている人からが多いということなのですからけれども、知っている人というのは、少し知っ

ている人と本当の身内というのは随分違うと思います。それでまた、刑事事件になるかどうかのハードルもかなり違うのではないかと思いますけれども、現場の感覚で、そういう身内などが刑事事件になるようなケースがあるのかということと。

2ページの証人への配慮というのは、身内だろうと、どうだろうと、みんなそういう配慮を受けられるのかどうかということをお教えください。

○番委員 この証人への配慮は、別に事案によってとか、相手との関係では変わりませんので、これは構わないのですけれども、身内の事件というのは、例えば養父から性的な被害を受けたというケースで刑事事件になったケースはあると思います。

ただ、私自身が経験している身内というと、小さいときに父親から、兄からというケースが多くて、こうなると、年数がたっていて、刑事事件になり得ません。民事の訴訟を提起したケースもありますけれども、昔のことなので、なかなか事実として確定できなかったりしたケースもありますし、和解で損害賠償を得たケースもあります。

ただ、刑事事件として進行する場合の身内からの被害というのは、割と少ないと思います。子どもの頃の身内からの性虐待というのは、昔の、かなり年数が経ってから判明することが多いです。通常は知り合いで、その知り合った程度というのはいろいろありますけれども。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後、また議論する機会があると思います。後で連絡していただきますけれども、今後、法務省の方に来ていただいて議論する機会もありますので、また制度上の問題などは直接伺ってみることも可能かもしれません。

それでは、本日予定いたしましたのは2本の御報告ということで、終わらせていただきます。番委員、ありがとうございます。

最後に、前回の59回の議事録がまとめられております。皆様の御承認がいただけましたら、これをホームページに掲載するということですが、公表の点、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、59回会合の議事録につきましては、速やかに公表させていただきますことにいたします。

それでは、本日はこれで閉会したいと思います。次回の調査会について事務局から御連絡をお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 次回ですが、12月15日10時30分から12時30分まで。場所は、今回と同じく、中央合同庁舎第4号館共用第108会議室での開催を予定しております。次回につきましては、東洋学園大学の宮園先生と法務省からヒアリングを行いたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○辻村会長 それでは、本日の第60回女性に対する暴力に関する専門調査会の会合を終わらせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。